

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 阿部工務店

宮城県亙理郡亙理町荒浜字水神62

2. 指名停止措置期間

令和6年2月9日から

令和6年7月8日まで（5ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

株式会社阿部工務店は、少なくとも過去5年間において、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

蜂谷工業 株式会社

岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16

2. 指名停止措置期間

令和6年1月31日から

令和6年5月30日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

蜂谷工業（株）は、令和5年11月28日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設・物品役務

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 麦島建設

愛知県名古屋市昭和区鶴舞 2-19-10

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 1 月 3 1 日 から

令和 6 年 2 月 2 9 日 まで (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

(株) 麦島建設の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和 3 年 7 月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和 5 年 1 1 月 9 日、木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同 1 1 月 2 1 日までに罰金 5 0 万円の略式命令を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 8 号ロ (公契約関係競売等妨害又は談合) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人 (使用人においてはイに掲げる場合に限る。) が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 久米設計

東京都江東区潮見 2-1-22

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 1 月 1 0 日から

令和 6 年 2 月 9 日まで (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、株式会社久米設計の九州支社長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ (公契約関係競売等妨害又は談合) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

測量・物品役務

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人 (使用人においてはイに掲げる場合に限る。) が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 小野組
新潟県胎内市西栄町2-23

2. 指名停止措置期間

令和5年12月15日から
令和6年1月14日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

（株）小野組の元常務取締役は、新潟県新発田地域振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関し、同振興局元農村整備部長が（株）岩村組の顧問に漏洩した情報を元に（株）西奈美組が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設・物品役務

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

有限会社 青田興業

福島県双葉郡大熊町大字熊字滑津532番地

2. 指名停止措置期間

令和5年12月8日から

令和6年1月7日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

（有）青田興業の元作業員4名は、同社が一次下請けとして請け負った環境省福島地方環境事務所発注の「令和4年度大熊町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その6）」において、作業員だった令和5年5月25日から27日頃にかけて、当該工事により発生した廃棄物の一部を指定の仮置場に運搬せず不正に持ち出し換金したとして、同年10月25日、窃盗罪の疑いで福島県警に逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

協和機工 株式会社

東京都足立区千住宮元町1番12号

2. 指名停止措置期間

令和5年11月17日から

令和5年12月16日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

協和機工株式会社の広島営業所長は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関わる令和4年7月の一般競争入札をめぐり、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報を利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いがあるとして、令和5年9月27日、贈賄の疑いで岡山県警に逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号ロ（贈賄）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 アインファーマシーズ

北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号

2. 指名停止措置期間

令和5年10月20日から

令和6年1月19日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

札幌市の総合病院 KKR 札幌医療センターが令和2年に発注した敷地内薬局の整備事業の入札を巡り、KKR 札幌医療センターの元事務部長と、(株)アインファーマシーズの代表取締役、取締役が、公契約関係競売入札妨害容疑で令和5年8月31日に逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

西武建設 株式会社

埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2. 指名停止措置期間

令和5年9月11日から

令和6年2月10日まで（5ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

西武建設（株）は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東日本緑化工業 株式会社

福島県双葉郡大熊町大字熊字熊町3

2. 指名停止措置期間

令和5年7月28日から

令和5年11月27日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

東日本緑化工業の代表取締役は、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を害したとして、令和5年6月6日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内